

# 物 件 調 査 書

物件番号 37

所在地	北海道浦河郡浦河町堺町西5丁目730番			
住居表示	北海道浦河郡浦河町堺町西5丁目10街区			
現況地目 及び面積等	宅地	1,959.21 m <sup>2</sup>	工作物	—
			立木竹	—
登記簿	地番	730番		
	地目	宅地		
	数量	1,959.21 m <sup>2</sup>		
記載事項	地番			
	地目			
	数量			
接面道路 の状況	東側	舗装町道	幅員約 8.6 m	(法第42条第1項第1号道路)
	南側	舗装町道	幅員約 5.5 m	(法第42条第1項第1号道路)
	北側	未舗装町管理道路	幅員約 6.0 m	(法第42条第1項第3号道路)
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域内(非線引)		
		用途地域	第二種中高層住居専用地域	
		地域・地区		
		建ぺい率	60%	
		容積率	200%	
		高度制限	指定なし	
	防火指定	指定なし		
その他	・景観法			
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線 有	—	—
	公営水道	接面道路配管 有		
	公共下水道	接面道路配管 有		
	都市ガス	接面道路配管 無		
交通機関	バス	JRバス 『向別』 停留所まで徒歩15分		
公共施設	浦河町役場	浦河町立堺町小学校	浦河町立浦河第一中学校	
参考事項	<p>◎当該物件内には、第三者使用の水道管が埋設されています。第三者使用の水道管の埋設状況は、北海道財務局未利用財産処理班で資料を閲覧してください。なお、管路調査を実施していないことから、概要図に記載されている埋設状況は推定です。また、売買契約書には第三者使用の水道管についての特約条項が付されます。(入札案内書「6.資料の閲覧及び特約条項等について」参照。)</p> <p>(特約条項)</p> <p>第〇条 乙は、売買物件のうち、別添図面のとおり第三者使用の水道管が埋設されていることを了承したうえで売買物件を買い受けるものとする。また、本契約締結後、第三者使用の水道管の埋設状況が、現況と異なることが判明しても、乙は甲に本契約の解除、損害賠償請求その他の請求をしないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件の北東側及び北西側境界点付近で、電柱及び電柱の支柱が越境して設置されています。</li> <li>・当該物件内には、電柱、支柱及び支線が設置され、上空を複数の架線が通過しています。</li> <li>・当該物件は、西側隣接地より0～約0.7m低く位置しています。</li> <li>・当該物件内には、切株があります。</li> </ul>			

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

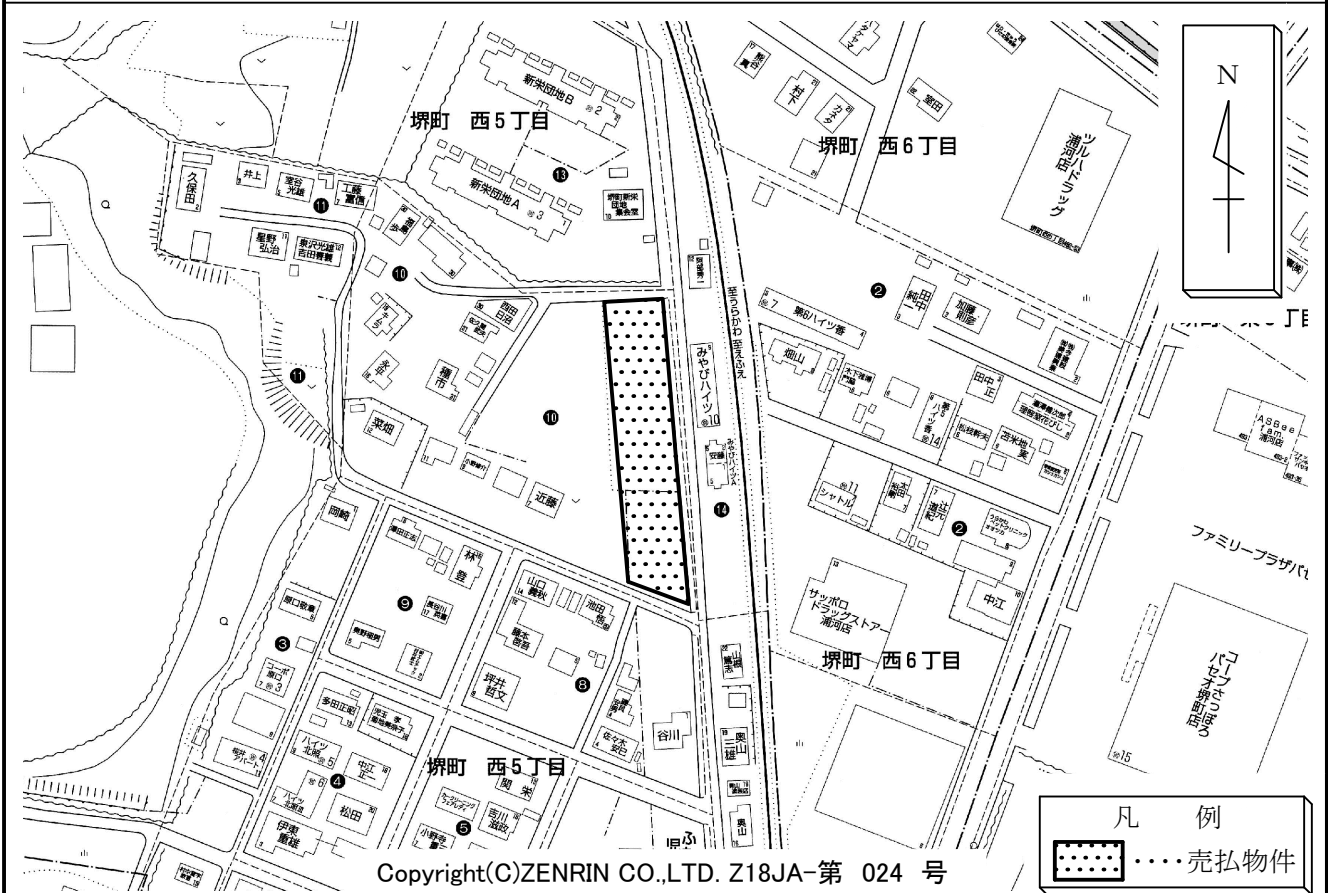
所在地

浦河郡浦河町堺町西5丁目730番

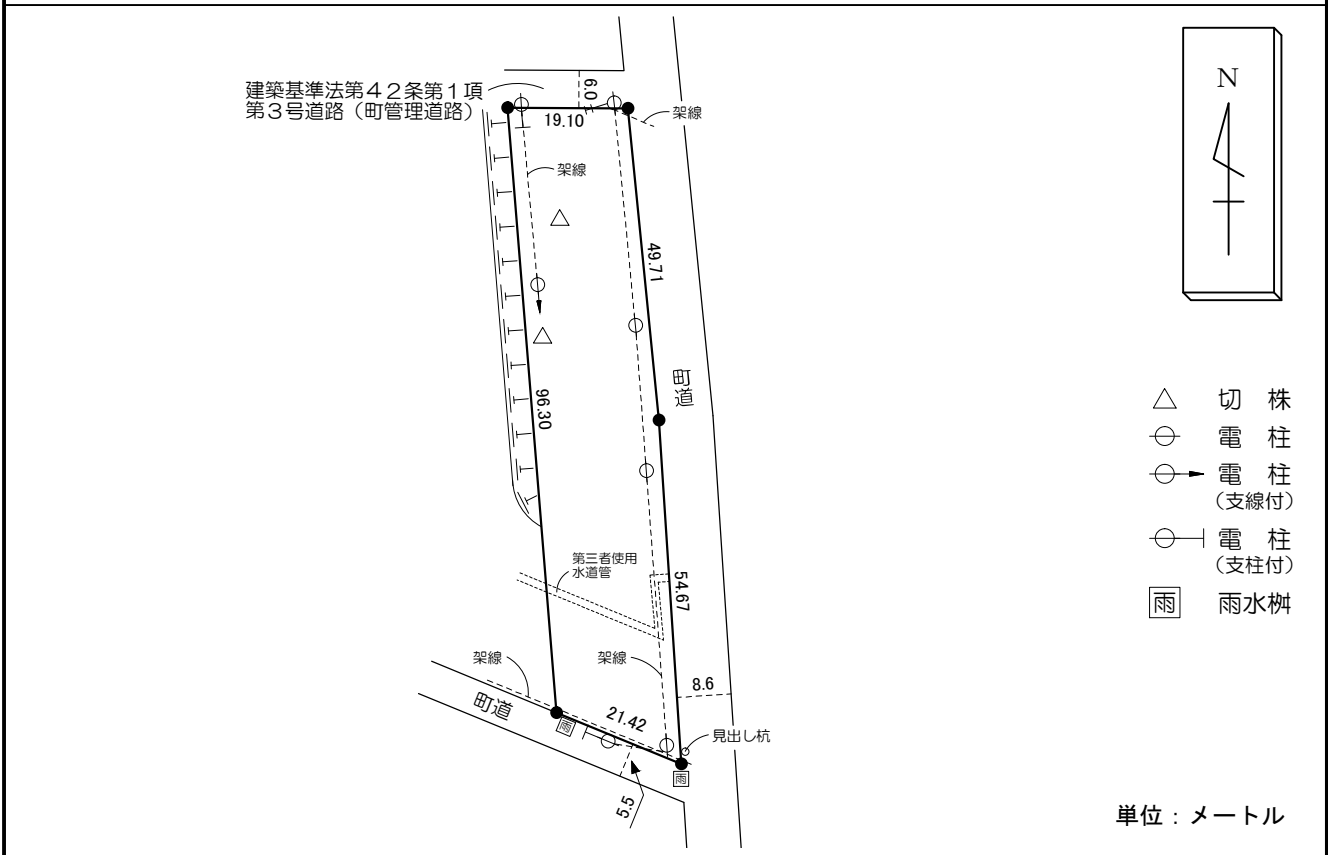
物件番号

37

# 案内図



# 概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	037
所在地	浦河郡浦河町堺町5丁目730番

